

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
平成30年8月29日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1800040号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1800039号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者記録のうち、請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年7月1日から平成18年10月1日に訂正し、平成18年10月から平成19年6月までの標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

平成18年10月1日から平成19年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年10月から平成19年6月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求者のA社における平成18年12月8日の標準賞与額を7万9,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月8日の標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和57年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成18年9月16日から平成19年7月1日まで  
② 平成18年12月8日

請求期間①について、出産後2か月半ほど仕事を休み、育児休業等終了予定日より前の平成18年9月16日から職場復帰したが、当該期間の記録は、保険給付の対象とならない被保険者期間とされている。しかし、この期間も勤務し、給与が支払われ厚生年金保険料も控除されていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

請求期間②について、当該期間に賞与が支払われ厚生年金保険料も控除され

ていたので、保険給付に反映されるよう記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者記録のうち、平成18年9月16日から平成19年7月1日までの期間は、当初、育児休業期間の一部として厚生年金保険料の徴収免除期間とされていたところ、請求者の育児休業等終了日を平成18年9月15日とする厚生年金保険育児休業等取得者終了届（以下「育児休業終了届」という。）が、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成21年12月2日に提出されたため、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、請求期間①のうち、平成18年10月1日から平成19年7月1日までの期間について、雇用保険の記録、課税庁から提出された平成18年度から平成20年度までの所得・課税証明書（以下「課税証明書」という。）、請求者から提出された預金通帳及び給与明細書（以下「預金通帳等」という。）並びにB社から提出された請求者の給与に係るマスターデータ（以下「給与に係るマスターデータ」という。）及び同社の回答により、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間①のうち、平成18年10月1日から平成19年7月1日までの期間の標準報酬月額については、上述の課税証明書、預金通帳等及び給与に係るマスターデータ並びに年金事務所から提出された当該期間に係る厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書（以下「標準報酬決定通知書」という。）により、請求者は、標準報酬月額の決定の基礎となる4月から6月までの報酬月額に基づき決定される標準報酬月額（12万6,000円）を上回る標準報酬月額（13万4,000円）に見合う厚生年金保険料を給与から控除されていたと認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準報酬月額については、上述の課税証明書、預金通帳等及び給与に係るマスターデータ並びに標準報酬決定通知書により認められる報酬月額から、12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年10月から平成19年6月までの期間について、請求者の育児休業終了届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、当該育児休業終了届は、上述のとおり保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出されていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年10月1日から平成19

年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

請求期間②について、上述の課税証明書、預金通帳及びB社から提出された請求者の賞与に係るマスターデータ並びに年金事務所から提出された当該期間に係る厚生年金保険標準賞与額決定通知書により、請求者は、A社から7万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、上述のとおり、請求者の育児休業終了届は、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出されていることから、社会保険事務所は、請求者の平成18年12月8日の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間①のうち、平成18年9月16日から同年10月1日までの期間について、雇用保険の記録、上述の課税証明書、預金通帳及び給与に係るマスターデータ並びに同社の回答により、請求者は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことは認められるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは認められないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、訂正は認められない。